

令和5年3月7日

厚生労働大臣
加藤 勝信 先生

公益社団法人日本医師会
会長 松本吉郎
(公印省略)

新型コロナウイルス感染症の感染症法上の類型変更後における 財政支援について（要望）

貴職におかれましては、新型コロナウイルス感染症の感染症法上の類型変更後の医療提供体制の確保にご尽力を賜り、厚く御礼申し上げます。

日本医師会といたしましても、全国の都道府県医師会・市区医師会とともに、四病院団体協議会や全国医学部長病院長会議等の医療関係団体や、先日共同声明を取りまとめた全国知事会等と連携しつつ、国民・患者の皆様のため、類型変更後も最善の医療が提供できる体制の構築に努めてまいります。

なお、類型が変更されても、ウイルスの感染性は変わりません。医療機関では引き続き感染対策を講じる必要性がありますことから、診療報酬上の適切な評価、病床確保料等の財政支援が引き続き必要となります。

また、これまで保健所や地方自治体が対応してこられた、入院調整や健康観察は、今後、医療機関が担うため、新たな業務に対する報酬上の対応、財政支援も重要となります。

さらに、オミクロン株が主流となって以降、要介護高齢者の感染が増加し、医療機関に介護の負荷が増加していることを踏まえ、介護保険施設等における医療支援を充実させるとともに、中小病院が入院を引き受けられるように適切な対策を講じることも必要であります。

つきましては、今後の各地域における医療提供体制への取り組みを支えるため、以下の財政支援について要望いたします。

記

- 一、次の感染症に備えるため、改正感染症法（令和6年4月1日施行分）に基づく、病床確保や発熱外来等の協定締結に至るまでの医療提供体制維持への支援
 - 一、地域の発熱外来診療体制の維持・充実のための支援
 - 一、緊急包括支援事業のうち病床確保料等の必要な事業の継続
 - 一、地域医療介護総合確保基金による介護施設等のかかりまし経費等の支援策の継続
 - 一、国民が医療機関にかかる際、検査や受診を受けない・受けられないといったことがないように、高額な治療薬も含め、できるだけ国民負担がかからない支援
 - 一、診療報酬上の特例の継続
 - 一、医療機関が入院調整や健康観察を担うための新たな業務に対する診療報酬上の対応
 - 一、介護保険施設をはじめ高齢者施設等に対する医療支援への対策
 - 一、中小病院における要介護高齢者等の入院受入への対策

以上